

令和8年6月2日

保護者の皆様

川崎市立住吉中学校

校長 廣石 志津子

## 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、川崎市では「特別警報」（各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報）及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されたときの生徒の安全確保についての対応につきましては、次のとおりとなっています。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、生徒の安全確保のため当日一日を臨時休業とします。

また、午前6時の時点で、神奈川県内のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」・「暴風雪警報」が解除されていても、市内で鉄道会社が計画運休を実施している場合、臨時休業とします。その際には、メール配信等でお知らせいたします。

2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合などについては、状況に応じて学校として判断し、保護者の皆様にご連絡いたします。

3. 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間帯が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、生徒の下校に重大な支障をきたすおそれのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校で判断します。

いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信等でお知らせいたします。

4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL 4 1 1 - 3 3 5 8）までご相談ください。